

近藤新二議員に対する辞職勧告決議

糸魚川市議会は、昨年12月開催の総務文教常任委員会における近藤新二議員の、委員長に対する虚偽の発言、議長と委員長の制止に対して無断退席をするなどの行動、その後の議長等に対する虚偽の発言や市民に誤解を与える発言などについて、政治倫理審査委員会を開催し審査を行ってきた。

審査の結果、糸魚川市議会政治倫理規則に違反する行為が認められ、議長に対し、辞職勧告を行うことが相当であると報告した。

審査結果報告と近藤議員からの意見書を受け、本定例会初日、議長から近藤議員に対し、辞職されることが相応との措置報告が行われた。

これを受け、近藤議員は議員活動を継続すると議長に報告を行ったが、昨年12月の総務文教常任委員会での行動、その後の対応は、糸魚川市議会の信頼を著しく損ない、市民の負託を受けた議員として極めて不適切である。

また、議員に求められる品位及び責任ある行動を欠く行為であり、糸魚川市議会として看過できない。市民からの負託に応えることは、法令や規律を守ることを前提とするものである。

既に、昨年12月定例会における辞職勧告決議の全会一致での可決、さらに議長からの措置報告を受けている状況下では、もはや議員としての責務を全うすること、信頼回復に努めることが、近藤議員の果たすべき責務とは言えず、市民から望まれているものと言えるものではない。

したがって、糸魚川市議会は近藤新二議員に対し、ここに議員の職を辞するよう勧告するものである。

以上、決議する。

令和8年 月 日

糸魚川市議会